

資料編

資料編

1 国東市子ども・子育て会議委員名簿

区 分		氏 名	所 属 団 体 等
子どもの保護者		藤原 喜彦	公立保育所保護者代表（安岐保育所）
		中山 未央	私立こども園保護者代表（むさしこども園）
		末廣 えり	幼稚園保護者代表（安岐中央幼稚園）
子どもの教育・保育 に関する事業に従事 する者	会長	古原 正昭	私立こども園代表（安岐中央こども園）
		澤 秀典	公立保育所代表（安岐保育所）
		中野 眞由美	放課後児童クラブ代表（国東清浄福祉会）
地域において子育て の支援をする者		清原 正義	民生委員・児童委員連合会
	副会長	中野 浄昭	安岐町子ども会育成会連絡協議会 （国東市子ども会育成会連絡協議会R4～）
		高木 美恵子	ファミリーサポートまかせて会員
		寺岡 剛	くにさき手をつなぐ親の会（会長）
		中田 裕美	国東市PTA連合会（富来小学校PTA）

（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

2 用語集

【あ行】

●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障がいや疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

●医療的ケア児

医療的ケアが必要なこどもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とするこどものこと。

【か行】

●学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示すさまざまな障がいを指す。平成 17 年度から施行された発達障害者支援法により発達障がいとして定義され、総合的な支援が進められている。

●家庭的保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

●教育・保育施設

「認定こども園法」第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所。

●高機能自閉症

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

●子育て

教育・保育その他のこどもの健やかな成長のために行われるこどもに対する活動。

●子育て世代包括支援センター

安心安全な妊娠・出産・子育てができるように、子育てに関するさまざまな相談を受け付け、切れ目のない支援を行う。

●子育て短期支援事業

(ショートステイ)

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業

(トワイライトステイ)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。

●子ども子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)。

●こども大綱

こどもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたもの。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としている。

●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団(コーホート)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

●事業所内保育施設

事業所内の施設等において、主に自社の従業員のこどもを預かる保育事業施設。

●施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。

●市町村子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。(法第 61 条)。

●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業のこと。

●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

●スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

【た行】

●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童をいう。

●地域型保育給付

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳のこどもを預かる事業。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う4つのタイプの事業がある。

●地域子育て支援拠点事業

主に保育所等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

●注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすなどの特徴がみられる。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

【は行】

●発達障がい

先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などが含まれる。

●病児・病後児保育

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

●PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

●ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

●保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設（児童福祉法39条）。

●放課後チャレンジ教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

●幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼稚園教育を行う施設。（学校教育法第22条）。

●幼稚園の預かり保育

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業。

【ら行】

●療育

障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第3期 国東市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和7年3月

発行元：国東市子育て支援課

住 所：〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地

電 話：0978-72-1111(代表) 0978-72-5114(直通)

